



ひとり親家庭などに児童扶養手当が支給されます



詳細はこちら

児童扶養手当とは

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童が健やかに成長するために支給される手当です。

支給対象者

- 以下の児童を養育する母(父)または祖父母など
- ▷18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの児童
- ▷20歳未満で、特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障がいがある児童

支給要件

- 以下のいずれかの児童を養育していること
- ▷父母が婚姻を解消した児童
- ▷父または母が死亡した児童
- ▷父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ▷母が未婚で出産した児童 など

所得制限

受給資格者または家族の前年所得が限度額を超える場合は、手当の全部または一部が支給されません。詳しくは市ホームページを確認してください。

支給額(令和8年4月現在)

扶養する児童数	手当(月額)	
	全部支給	一部支給(所得に応じて10円単位で決定)
1人のとき	48,050円	11,340円~48,040円
2人目以降 1人当たり	11,350円 を加算	5,680円~11,340円を加算

申請方法

新たに支給要件に当てはまる人や、所得制限により支給対象外であった人など、生活実態の変化があった人は手続きが必要です。手続きに必要な書類は、申請者によって異なります。詳しくは、担当課まで問い合わせてください。

現況届について

認定になった後も年に1回は現況届の提出が必要です。市から送付される書類に記入の上、健康こども課または西根・安代各総合支所、田山支所に提出してください。

本年度の提出期限は8月31日(月)です。



ヘルプマークは「困った」を静かに伝えるサイン

あなたの優しい声掛けと行動が誰かの安心に



詳細はこちら

ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している人、体の内部に障がいがある人や難病の人または妊娠初期の人など、外見から分からなくても、援助を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるマークです。



ヘルプマークを見かけたら、私たちにできること

▷電車やバスで席を譲る

外見は健康に見えても、疲れやすい人やつり革につかまり続けることが難しい人がいます。

▷駅や商業施設で困っている人に声を掛ける

突発的な出来事に対して臨機応変な対応が難しい人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が難しい人がいます。

▷災害時の避難や誘導を支援する

状況把握が難しい人や自力での迅速な避難が難しい人がいます。

▶ヘルプマークを配付しています▶

市は、援助や配慮を必要としている人を対象に、ストラップ型ヘルプマークを配付しています。ストラップを利用し、かばんなどに着けて使用してください。

伝えたいことを書いたシールを、片面に張り付けることもできます。

配布場所

地域福祉課、西根・安代各総合支所、田山支所

配布方法

申込者1人にヘルプマーク1個を無料で配布します。この際、ヘルプマークの使用に関するアンケートに協力をお願いします。

▷身体障害者手帳や身分証明書などの提示は不要です。

▷原則、本人または家族への配付とします。

▷郵送での配付は行いません。